## 相楽郡広域事務組合公告式条例

(昭和56年8月制定) 改正 平成19年3月7日条例第1号

(この条例の目的)

第1条 地方自冶法(昭和22年法律第67号)第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の 定めるところによる。

(条例の公布)

- 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に代表理事が署名しなければならない。
- 2 条例の公布は、事務所(相楽会館)の掲示場に掲示して行う。ただし、場合により構成市町村の庁舎前の掲示場に掲示して行うことかできる。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

- 第4条 規則を除くほか、代表理事が定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の 前文、年月日及び代表理事名を記入して、代表理事印をおさなければならない。
- 2 第2条第2項の規定は、前項の規定に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

- 第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。ただし、第2条中「代表理事」とあるものは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。
- 2 第4条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第 1項中「代表理事名」とあるのは「当該機関名」と、「代表理事印」とあるのは「当該機関印」と読み 替えるものとする。
- 第6条 規則又は組含の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれの当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

(告示及び公告の公表)

- 第7条 代表理事及び組合の機関の定める告示及び公告については、第2条第2項の規定を準用する。 附 則
  - この条例は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。

附 則(平成19年条例第1号)

この条例は、平成19年3月12日から施行する。